

千葉市水道局測量・コンサルタント等業務委託低入札価格取扱要領

千葉市水道局測量・コンサルタント等業務委託低入札価格取扱要領については、千葉市測量・コンサルタント等業務委託低入札価格取扱要領の例による。この場合において、第1条及び第2条中「千葉市財政局資産経営部契約課」とあるのは「千葉市水道局」と、第6条中「担当所管部長及び課長並びに積算の根拠となった積算基準を所管する担当課長とする。すなわち土木に関する業務委託については土木部技術管理課長、建築に関する業務委託にあつては建築部建築管理課長の職にあるものとし、いずれも業務委託担当所管部長を審査委員長とする。ただし、これによらない基準を適用した業務委託にあつては、担当所管部長及び課長の職にあるもの」とあるのは、「水道局長及び水道事業事務所長並びに土木部技術管理課長」と、「業務委託担当所管部長」とあるのは「水道局長」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。